認可地縁団体ハンドブック

令和８年10月改訂版

弥富市

目次

1. 認可地縁団体とは
1. 地縁による団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 法人認可制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2. 認可申請手続き
1. 認可までの主な手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 認可申請に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 認可・告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

3. 認可後の地縁団体について
1. 認可地縁団体の性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 不動産登記について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 認可地縁団体の証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について・・・・・・・・・・・・10
5. 税関係の手続きと納税義務について・・・・・・・・・・・・・・・11
6. 告示事項変更手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
7. 規約変更手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

4. 認可の取消と解散
1. 認可の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2. 認可地縁団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

5. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例
1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について・・・・15
2. 申請の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3. 主な手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4. 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料・・・18

6. Q & A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

7. 資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

１. 認可地縁団体とは

１. 地縁による団体とは

法人格付与の対象となる「**地縁による団体**」とは「**町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体**」（地方自治法第２６０条の２第１項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体です。したがって、自治会等のように区域に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体は、原則として「地縁による団体」であると考えられています。

これに対して、次のような団体は地縁による団体とは考えられません。

①構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

【例】福寿会や子供会のように年齢や性別を条件とする団体など

②活動目的が限定的に特定されている団体

【例】スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

２. 法人認可制度について

「地縁による団体（自治会等）」は「権利能力なき社団」という性格から法人格をもつことができず、地区集会施設等の保有不動産について、当該団体の名義での不動産登記ができませんでした。そのため、自治会等の保有不動産の登記は、当該団体の代表者又は役員の共有名義等の個人名義で行われていたため、当該名義人の死亡や転居等により名義変更や相続等の問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成３年４月に地方自治法の一部が改正され、一定の手続きにより自治会等が**市の認可**を受けて法人格を取得し、団体名義での不動産登記が可能となる制度が導入されました。

このように、市の認可により**法人格を取得した地縁による団体のことを「認可地縁団体」**といいます。

また、令和３年11月の地方自治法一部改正により、**認可の目的については不動産等の所有を前提としない**ものに見直されました。

（これまでは認可の目的は、法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることにあったため、現に不動産等を保有しているか保有する予定があることが認可の前提でした。）

そのため、地縁による団体は、不動産等の所有の有無に関わらず「**地域的な共同活動を円滑に行うこと**」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

３. 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の４つの要件をすべて満たしていることが必要です。

（1）目的	地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的**とし、現にその活動を行っていると認められること。 ※地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事等、一般的な自治会、町内会の活動です。
（2）区域	地縁による団体の区域が、**住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。**この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。 ※認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体は適当でないと考えられます。 ※他の町内会・自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。 ※飛地については、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば、認可の対象となります。
（3）構成員	地縁による団体の区域に住所を有する**すべての個人**は、構成員となることができるものとし、その**相当数の者**が現に構成員となっていること。 ※年齢や性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員になれる必要があります。 ※相当数の者とは、区域内の全住民の過半数です。
（4）規約	以下の８つの事項が定められている規約を定めていること。 ①目的　⑤構成員の資格に関する事項 ②名称　⑥代表者に関する事項 ③区域　⑦会議に関する事項 ④主たる事務所の所在地　⑧資産に関する事項

２. 認可申請手続き

１. 認可までの主な手続きの流れ

１.地縁団体の認可申請への意思決定
◆ 要件の確認（目的・区域・構成員・規約）
◆ 保有（予定）資産の確認
※認可地縁団体名義へ所有権移転が可能か確認

資産の確認 → 法務局等

↓

２.申請の準備
◆規約の作成　◆代表者の選任準備
◆構成員名簿の作成　等

相談 → 市民協働課
必要書類等について、事前に相談してください。

↓

３.総会の開催
◆以下の事項について総会で協議
①認可申請について　②規約の決定
③構成員の確定　④代表者の決定
⑤保有する資産の確定
※従前の規約に基づき招集・開催・議決

↓

４.認可申請書類の作成・提出
◆認可申請書に必要書類を添えて、当該地縁団体の代表者が弥富市長に対して申請します。

提出 →
← 認可

市民協働課
審査後、認可し告示を行い、認可通知書を交付します。

↓

認可地縁団体

５.各種届出
◆認可後、不動産登記が可能になります。
詳細は８ページ以降をご覧ください。

→
←

津島法務局
津島税務署
西尾張県税事務所
市役所税務課
など

２. 認可申請に必要な書類等

申請する際に必要な書類については、以下の点に注意してください。

（１）認可申請書　（様式は22ページ）

（２）規約　（参考例は24ページ）

規約には、地方自治法第２６０条の２第３項に定める**８つの事項**のすべてが記載されていることが必要です。

なお、この他に必要事項を定めることは差し支えありません。

① 目的

特定の活動のみを目的とするのではなく、**「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」**を目的としている旨を明記することが必要です。団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容を具体的に定めてください。

②名称

特に制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限があるものは使用できません。（「商工会」「農事組合」「農協」等）

客観的に区域が特定できるような名前が好ましいです。

③区域

住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町名又は地番で表示してください。ただし、河川や道路等の客観的なものによる表示方法でも構いません。

④事務所の所在地

団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれ、**集会所・代表者の自宅等が一般的**です。

規約には地番による明記のほか、**「代表者の自宅に置く」**としても構いません。

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人は構成員になれるものとし、**正当な理由がない限りこれを拒んではならない**旨を必ず定めてください。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢、性別、国籍などの制限等）を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

⑥代表者に関する事項

代表者は１人とし、**その選出方法、任期、権限、代表者に委任する事項等**を定めてください。また、他の役員の職務等も規定したほうが望ましいです。

⑦会議に関する事項

通常総会・臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等について定めてください。また、構成員の表決権は平等とします。

⑧資産に関する事項

流動資産・固定資産を問わず**すべての資産**（負債は除く）の構成及び取得、処分等の管理方法について定めてください。なお、保有資産の構成については「別に定める財産目録記載の資産」とすることも可能です。

また**財産目録**は、設立時及び毎年１月から３月までの間に作成することが義務付けられています。

（３）認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

（参考例は31ページ）

認可を申請する旨を決定した**総会の議事録の写し**で、**議長及び議事録署名人の署名又は記名押印**のあるものを提出してください。（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印が必要です。）

また総会における協議事項は以下のとおりです。

① 認可地縁団体認可申請について
② 規約の決定
③ 構成員の確定
④ 代表者の決定
⑤ 保有する資産の確定

（４）構成員名簿（参考例は32ページ）

構成員全員の氏名、住所を記載したもので、会員である場合には子供の名前も記載する必要があります。現に区域に住所を有する個人のうち**相当数が構成員となっていること**が必要です。

特に様式に定めはないため、要件を満たしていれば既存の名簿等でも構いません。

（5）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

具体的な活動内容がわかる書類として、前年度の事業報告書と決算書及び当該年度の事業計画書と予算書等が適当と考えられます。

（6）申請者が代表者であることを証する書類

代表者を選出する旨の議決を行った**総会の議事録の写し**で議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを承諾した旨の**承諾書等の写し**で申請者本人の署名又は記名押印のあるものが必要です。

（7）規約で定める区域を示した図面

住宅地図等に区域を赤色で囲んで表示した図面。

※なお、認可申請関係で必要な書類については、21ページ以降の「資料編」を参考にしてください。

３. 認可・告示

認可申請の受理後、 認可要件を満たしているかどうか内部審査を行います。

審査の上、認可要件が満たしていると確認できたときは、市長が**認可及び告示**をして認可手続きは完了です。

認可地縁団体の告示事項は以下のとおりで、認可地縁団体は**法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できる**こととなります。

①名称
②規約に定める目的
③区域
④主たる事務所
⑤代表者の氏名
⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
⑦代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨認可年月日

３. 認可後の地縁団体について

１. 認可地縁団体の性質

地縁による団体は認可を受けたことにより、法的な位置付けや取扱いが変わりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての性格はまったく変わりません。したがって、**認可を受けた地縁による団体と市との関係などについても基本的に変わりません。**

権利	**◆団体名義での資産登記** 不動産をはじめとする資産の登記を行うべく法務局で手続きを行えば、これまで個人名義となっていた資産の団体名義での登記が可能となります。登記には、市民協働課が交付している**認可地縁団体証明書(１通300円)が必要**です。
義務	**◆税関係の手続きと納税義務**【11ページ参照】 認可後には、法人の設立に関する届出等を各窓口へ提出しなければなりません。 また、法人としての納税義務が発生します。
	◆告示事項の変更手続き 【12ページ参照】 告示されている内容に変更があった場合は、**市へ届出**が必要となります。 **◆規約の変更手続き** 【13ページ参照】 規約の内容を変更する場合は、**市長の認可**を受ける必要があります。
	◆財産目録の作成と設置義務 認可を受けるとき及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。（地方自治法第２６０条の４） **◆構成員名簿の作成と設置義務** 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。変更については、**市への報告は必要ありません。**（地方自治法第２６０条の４第２項） **◆総会の義務** 代表者は、少なくとも毎年１回、通常総会を開いてください。（地方自治法第２６０条の１３）

２. 不動産登記について

現在、地縁による団体の会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体の名義で登記ができます。不動産等を新しく登記する場合や団体名義に移転をする場合には、所轄の法務局での手続きが必要になります。この場合、所有権移転登記の原因は「委任の終了」とします。

不動産登記をする際に必要になる「**認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）**」と「**印鑑登録証明書**」は市役所で交付しておりますが、他の必要書類については、所轄の法務局等に確認してください。

名古屋法務局 津島支局
〒４９６－００４７
愛知県津島市西柳原町３－１０
電話　０５６７－２６－２４２３
窓口対応時間　平日午前９時から午後５時まで

３. 認可地縁団体の証明書について

＜受付窓口＞
市民協働課（弥富市役所本庁舎４階２番窓口）
＜手数料＞
１通300円
＜請求手続きができる人＞
誰でも請求することができます。
＜交付請求に必要なもの＞
証明書交付請求書（様式は39ページ）
※認可地縁団体台帳の写しをもって交付します。
※市長による告示があった日から発行できます。

４．印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度です。

不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務づけられている場合などには、「**印鑑登録証明書**」が必要となりますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。**印鑑登録は１団体につき１個です。**

◆ 団体名義の印鑑登録

＜ 受付窓口＞

市民課（弥富市役所本庁舎１階２番窓口）

＜登録手続きができる人＞

①認可地縁団体の代表者

②地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29 号）第１９条第１項第１号に規定する職務代行者

③地方自治法第２６０条の９に規定する仮代表者

④地方自治法第２６０条の１０に規定する特別代理人

⑤地方自治法第２６０条の２４又は第２６０条の２５に規定する清算人

＜登録申請に必要なもの＞

①認可地縁団体印鑑登録申請書

②登録する団体印

③市に登録してある代表者個人印

④③の印鑑を証する印鑑登録証

⑤代表者個人の本人確認書類（運転免許証等）

⑥認可地縁団体証明書【９ページ参照】

＜印鑑登録できない印鑑＞

①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

②印影の大きさが１辺の長さ８㎜の正方形に収まるもの又は１辺の長さ30㎜の正方形に収まらないもの

③印影を鮮明に表しにくいもの

④その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

◆印鑑登録証明書

＜受付窓口＞

市民課（弥富市役所本庁舎１階２番窓口）

＜手数料＞

１通300円

＜請求手続きができる人＞

代表者もしくは代理人（代理人は委任状が必要）

＜交付請求に必要なもの＞

①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

②登録済みの団体印

③申請者の本人確認書類（運転免許証等）

５．税関係の手続きと納税義務について

認可を受けた地縁による団体は、公益法人等とみなされ、**税法上における納税義務者**となります。そのため、各種税目における手続きが必要となりますが、詳細は、以下に記載の各担当窓口等へご相談ください。

税目	担当窓口
市税	**弥富市役所税務課**（本庁舎２階３番窓口） 〒４９８－８５０１ 愛知県弥富市前ケ須町南本田３３５番地 電話　０５６７－６５－１１１１
県税	**西尾張県税事務所** 〒４９１－８５０６ 愛知県一宮市新生２－２１－１２ 電話　０５８６－４５－３１５８
国税	**津島税務署** 〒４９６－８７２０ 愛知県津島市良王町二丁目３１番地の１ 電話　０５６７－２６－２１６１

【参考】認可地縁団体の主要税目の課税

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	課税 （減免措置あり）	課税
	固定資産税	課税 （減免措置あり）	課税
県税	法人県民税	課税 （減免措置あり）	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 （減免措置あり）	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※ 減免の対象や申請方法等の詳細は、各担当窓口等へお問い合わせください。

６. 告示事項変更手続きの流れ

認可地縁団体は、告示されている事項に変更があった場合は「**告示事項変更届出書**」にて市長へ届け出る必要があります。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

また解散した場合（破産した場合を除く）及び清算結了の場合にも所要の事項を告示することになります。

なお、告示事項は以下のとおりです。

① 名称
② 規約に定める目的
③ 区域
④ 主たる事務所
⑤ 代表者の氏名
⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨ 認可年月日

① 総会による決議

↓

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、告示事項の変更についての議決を行ってください。

② 告示事項変更届出書の提出

↓

市民協働課へ以下の書類を提出してください。
① 告示事項変更届出書（様式は41ページ）
② 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し）
※ 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。
（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印）

③ 告示事項変更の告示

変更申請の受理後、内部審査を行います。
変更内容が認可されれば、市長が告示を行い、変更手続きは完了です。

７. 規約変更手続きの流れ

規約の内容を変更する場合には、総会での議決を得て、**「規約変更認可申請書」**にて市長へ届け出る必要があります。

なお、規約の内容のうち、「名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」等の告示事項を変更した場合は、告示事項変更手続き（12ページ）を併せて行ってください。

※ 運営細則等の変更の場合は、届出は不要です。

① 総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。なお、**変更前の規約の定め（総構成員４分の３以上（規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる。）の賛成）による議決**が必要です。

② 規約変更認可申請書の提出

市民協働課へ以下の書類を提出してください。

① 規約変更認可申請書（様式は43ページ）

② 規約変更の内容及び理由を記載した書類

③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

※ 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。
（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印）

※ **総構成員の４分の３以上（規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる。）の賛成により議決されたことがわかるよう**に議事録を作成すること。

③ 規約変更の認可

変更申請の受理後、内部審査を行います。

変更内容が認可されれば、告示事項であれば市長が告示を行い、変更手続きは完了です。

４. 認可の取消と解散

１. 認可の取消

次の事項に該当する場合は、認可が取り消されます。

① 地方自治法第２６０条の２第２項各号に掲げられた**４つの認可要件**（３ページ参照）のいずれかを欠くこととなったとき
② 不当な手段により認可を受けたとき

２. 認可地縁団体の解散

次の事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。
解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

① 規約で定めた解散事由が発生したとき
② 破産手続き開始の決定
③ 認可が取り消されたとき
④ 総会において、総構成員４分の３以上（規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる。）の賛成で、解散することが決議されたとき
⑤「相当数」（区域住民の過半数）の者が構成員となっていると認められなくなったとき

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めることとなります。
※破産宣告の請求を怠ったときなどは非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることになりますので、注意してください。

５. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

１. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

認可地縁団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転登記を行う際、すべての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難なことがありました。

そのため、平成27年４月１日より、地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました（地方自治法第２６０条の３８）。これにより、**一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産**については、一定の手続きを経ることで、**認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請を行うことができる**ようになりました。

２. 申請の要件

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度を利用する場合は、次の４つの要件をすべて満たしている必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要です。

◆不動産登記の特例制度の適用を受けるための４つの要件◆

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

３. 主な手続きの流れ

① 事前準備

書類の作成等について、事前に市民協働課へご相談ください。

② 総会の開催

各認可地縁団体の規約の定めるところにより、総会を開催し、以下の内容についての議決を行ってください。

① 特例適用を申請する旨の議決

② 申請不動産の所有に至った経緯についての議決
（保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合）

③ 市へ申請

市への提出書類は以下のとおりです。

① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式は45ページ）

② 申請不動産の登記事項証明書

③ 特例適用を申請する旨の議決が確認できる総会議事録
※ 令和３年の地方自治法の改正前に認可された団体については、総会議事録に代えて認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録を用いることができる。

④ 申請者が代表者であることを証する書類
※ 代表者を決定する旨の議決を行った総会議事録の写し、代表者になることを承諾した旨の承諾書等

⑤ **申請要件に該当することを疎明するに足りる書類**【18ページ参照】

④ 審査

申請の要件、提出書類の内容等について市で審査します。

⑤ 公告（３か月以上）

当該申請に係る不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしていると確認できた場合、**当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を３か月以上公告**します。

◆公告する事項◆

① 地方自治法第２６０条の４６第１項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者であること
④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

⑥ 情報提供

公告をした結果、異議を述べる者が現れなかった場合には、市は登記関係者の承諾があったものとみなし、当該認可地縁団体に**公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを証する情報**を提供します。

これにより、**認可地縁団体を所有権の登記名義人とする登記が可能**となります（所有権移転登記の原因は「委任の終了」、日付は市長による認可の日）。

※異議を述べる者が現れた場合…

不動産の登記関係者（表題部所有者、所有者の登記名義人、これらの相続人）や不動産の所有権を有することを疎明する者が異議を述べた場合は、公告による手続きは中止となります。

市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うことが可能となります。

４. 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

認可地縁団体が所有する不動産について、申請要件に該当することを疎明するに足りる資料の具体例は、以下のとおりです。

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。 ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。	a. 申請不動産の所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等 b. “a”に加えて ・公共料金の支払領収書 ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 ・旧土地台帳の写し ・固定資産税の納税証明書 ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等 ※ “b”の資料の入手が困難な場合 c. 入手が困難であった理由書 d. “c”に加えて ・地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面 ・申請不動産の占有を証する写真 等
③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。	a. 以下の書類 ・構成員名簿 ・市が保有する地縁団体台帳 ・墓地の使用者名簿（不動産が墓地である場合）等 ※ “a”の資料の入手が困難な場合 b. 入手が困難であった理由書 c. “b”に加えて ・申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面 等
④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。	a. 以下の書類 ・市長が、本市に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面 ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 ※ 登記関係者のうち少なくとも１人について、これらの資料を添付できればよいです。この場合、**所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。**

６．Ｑ＆Ａ

Ｑ１　自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

Ａ１　地方自治法第２６０条の２の趣旨は、市長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

　したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

Ｑ２　地区内に１つのまとまりがなく、２つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

Ａ２　自治会等は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に１つ存在するのが通常であると考えられます。

　しかし、一定の地域に自治会等が混在して区域が区分されていない場合、あるいは地域が１つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に添った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見ながら判断されることとなります。

Ｑ３　自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

Ａ３　マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

Q４　構成員の名簿には、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか？

A４　構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものです。

　地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なのですべて名簿に記載しなければならないというものではありません。入会しようとする者のみ名簿に記載すればよいものです。

Q５　認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A５　地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織などに対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第２０条第３項、第８９条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、神社の祠などの宗教的色彩のある資産を保有していたとしても当該地縁による団体が認可の対象となることは可能と考えます。

Q６　認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが、これにより法人格を得る団体として、どのような目的を持った団体を想定していますか。

A６　法人格を取得する目的として、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得などが考えられます。

7. 資料編

1. 認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2. 規約の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
3. 議事録の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
4. 構成員名簿の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
5. 保有資産目録の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
6. 保有予定資産目録の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
7. 承諾書の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
8. 地縁による団体証明書交付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
9. 告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
10. 規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
11. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・・・・・・・・45

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

認可を受けようとする地縁による団体
の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

６　区域を示した図

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）弥富市長

認可を受けようとする地縁による団体
の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　**〇〇自治会**

所在地　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

代表者の氏名及び住所

氏　名　　**〇〇　〇〇**

住　所　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

６　区域を示した図

参考

○○自治会（町内会）規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)　行政との連絡調整、情報等の伝達、又は諸事業の申請及び陳情等に関すること。

(2)　防火、防犯及び交通安全等の防災対策に関すること。

(3)　道水路及び公共用地の環境美化衛生に関すること。

(4)　区域内に組織されている各種団体の育成及び協力に関すること。

(5)　コミュニティ事業の協力に関すること。

(6)　共同施設及び什物等の財産の維持管理に関すること。

(7)　文化芸能等の保存に関すること。

(8)　その他本会の目的達成に必要と認める事業に関すること。

（名称）

第２条　本会は、○○自治会（町内会）と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、弥富市○○の全域と○○△△の一部の区域とする。

（主たる事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、弥富市○○□□△△番地に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
(1)　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
(2)　本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）
第９条　本会に、次の役員を置く。
(1)　会長　　１人
(2)　副会長　　〇人
(3)　書記　　〇人
(4)　会計　　〇人
(5)　その他の役員　〇人
(6)　監事　　〇人

（役員の選任）
第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。
２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）
第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　書記は、会務を処理する。
４　会計は、本会の会計事務を処理する。
５　その他の役員は、会務に参画する。
６　監事は、次に掲げる業務を行う。
(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。
(2)　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
(3)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）
第１２条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）
第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（総会の構成）
第１４条　総会は、会員をもって構成する。
（総会の権能）
第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、次に定める本会の運営に関する重要な事項を議決する。
(1)　事業計画の決定
(2)　事業報告の承認
(3)　その他本会の運営に関する重要な事項
（総会の開催）
第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　会長が必要と認めたとき。
(2)　全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
(3)　第１１条第６項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。
（総会の招集）
第１７条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。
（総会の議長）
第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第１９条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することがで

きない。

（総会の議決）

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第２１条　会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3)　開催目的、審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　別に定める財産目録記載の資産

(2)　会費

(3)　活動に伴う収入

(4)　資産から生ずる果実

(5)　その他の収入

（資産の管理）

第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において会員の○分の○以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、弥富市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、弥富市に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附　則

１　この規約は、認可日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

参考

○　○　自　治　会　通　常　総　会　議　事　録

１．開催日時　　令和○年○月○日　午前○時～午後○時
２．開催場所　　○○公民館にて
３．会員の現在数　　○○人
４．総会の出席者数　　○○人（書面表決者及び表決委任者○名含む）
５．審議事項　　１）議長選出
　　２）議事録署名者選出
　　３）議決事項
　　イ　第１号議案　　令和○年度事業報告
　　ロ　第２号議案　　令和○年度会計報告
　　ハ　第３号議案　　令和○年度事業計画及び予算
　　ニ　第４号議案　　令和○年度役員選出

６．　議事経過

１）議長選出
○○○○氏が満場一致で選出される。議長より、○○自治会会員数○○名の内、出席者数○○名、書面表決者○名であり、本日の通常総会は成立するとの報告がある。

２）議事録署名者選出
議事録署名者として、○○○○氏及び○○○○氏が満場一致で選出される。

３）議決事項
イ　第１号議案　令和○年度事業報告
提案：○○○○会長より令和○年度事業報告が説明される。
質疑：議長より質疑の要請がある。○○○○氏より「○○○○の事業の○○についてご説明願いたい。」との質疑がある。○○○○会長より「○○については○○です。」との回答がある。再度議長より質疑の要請があったが、ほかになかった。
採決：議長採決の結果、満場一致で原案どおり可決決定される。

ロ　第２号議案　令和○年度会計報告
提案：○○○○会長より令和○年度会計報告が説明される。
質疑：議長より質疑の要請があったが、別になかった。
採決：議長採決の結果、満場一致で原案どおり可決決定される。

ハ　第３号議案　令和○年度事業計画及び予算
提案：○○○○会長より令和○年度事業計画及び予算が説明される。
質疑：議長より質疑の要請があったが、別になかった。
採決：議長採決の結果、満場一致で原案どおり可決決定される。

ニ　第４号議案　令和○年度役員選出
提案：○○○○会長より令和○年度役員選出が説明される。
質疑：議長より質疑の要請があったが、別になかった。
採決：議長採決の結果、満場一致で原案どおり可決決定される。

上記、議事録が事実に相違なきことにより、署名・捺印する。

議　　長　　○　○　○　○
議事録署名者　　○　○　○　○
　　○　○　○　○

規約で「議長、議事録署名人の署名捺印が必要」と規定している場合は員が必要。

参考

構　成　員　の　名　簿

年　　月　　日　現在

（　　枚のうち　　枚目）

氏　　名	住　　所	生年月日	電話番号

参考

保　有　資　産　目　録

団　体　の　名　称

年　　月　　日現在

1　不動産

（1）所有権を有する不動産

ア　建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

イ　土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

2　不動産に関する権利等

（1）所有権以外の権限により保有している不動産

権　　限	不動産の種類	所　　在　　地

（2）地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資　産　の　種　類　及　び　数　量

記入例

保　有　資　産　目　録

〇〇自治会

〇〇年〇〇月〇〇日現在

1　不動産

（1）所有権を有する不動産

ア　建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地
〇〇自治会集会所	**70.5 ㎡**	**弥富市〇〇町二丁目 5 番地**

イ　土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地
宅地	**51 ㎡**	**弥富市〇〇町二丁目 5 番**

2　不動産に関する権利等

（1）所有権以外の権限により保有している不動産

権　　限	不動産の種類	所　　在　　地

（2）地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資　産　の　種　類　及　び　数　量

参考

保　有　予　定　資　産　目　録

団　体　の　名　称

年　　月　　日現在

1　不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2　不動産に関する権利等

資産の種類	権　　限	権限取得の予定時期

記入例

保　有　予　定　資　産　目　録

〇〇自治会

〇〇年〇〇月〇〇日現在

1　不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建　物	**令和〇年〇月〇日**	**弥富太郎**	**弥富市〇〇町二丁目 5 番地**

2　不動産に関する権利等

資産の種類	権　　限	権限取得の予定時期
土　地	**地　上　権**	**令和〇年〇月〇日**

参考

承　　諾　　書

私は、　　の代表者に就任することを承諾いたします。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

記入例

承　　諾　　書

私は、　**〇〇自治会**　の代表者に就任することを承諾いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住　　所　**弥富市〇〇町〇〇番地**

氏　　名　**〇〇　〇〇**

地縁による団体証明書交付請求書

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

請求者　　住　　所
　　氏　　名

地方自治法第２６０条の２第１２項の規定により、下記の地縁による団体の証明書を請求します。

記

１　証明を必要とする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

２　地方自治法施行規則第２１条第３項の規定により、請求者の住所を表示することを希望するか。

□ 希望する　　□ 希望しない

３　必要部数　　部

記入例

地縁による団体証明書交付請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）弥富市長

請求者　住　所　**弥富市〇〇町〇〇番地**
氏　名　**〇〇　〇〇**

地方自治法第２６０条の２第１２項の規定により、下記の地縁による団体の証明書を請求します。

記

１　証明を必要とする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　**〇〇自治会**

所在地　**弥富市〇〇町〇〇番地**

２　地方自治法施行規則第２１条第３項の規定により、請求者の住所を表示することを希望するか。

□ 希望する　■ 希望しない

３　必要部数　**1**　部

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）弥富市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　**〇〇自治会**

所在地　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

代表者の氏名及び住所

氏　名　　**〇〇　〇〇**

住　所　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

代表者の変更　　代表者　〇〇　〇〇、住所　弥富市〇〇町〇〇番地
主たる事務所の変更　弥富市〇〇町〇〇番地

２　変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

３　変更の理由

任期満了に伴う役員変更など

注意１．証拠書類として、総会議事録及び役員名簿を必ず添付してください。
注意２．会長の自宅を事務所の所在地とする団体は、会長の変更に伴い事務所の変更を記載します。詳しくは各団体の規約をご確認ください。

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）弥富市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　**〇〇自治会**

所在地　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

代表者の氏名及び住所

氏　名　　**〇〇　〇〇**

住　所　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

注意１．証拠書類として、規約変更の内容を記載した参考資料及び総会議事録などを必ず添付してください。
注意２．規約の変更は、本申請の認可後に伴い効力が発生します。

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の３８第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住　　所

（別添書類）

1. 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
2. 保有資産目録又は保有予定資産目録等
3. 申請者が代表者であることを証する書類
4. 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）弥富市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称　　**〇〇自治会**
所在地　　**弥富市〇〇町〇〇番地**
代表者の氏名及び住所
氏　名　　**〇〇　〇〇**
住　所　　**弥富市〇〇町〇〇番地**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の３８第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地
〇〇自治会集会所	**〇〇.〇〇㎡**	**所在:弥富市〇〇町〇丁目〇番地** **家屋番号:〇〇番**

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地
宅地	**〇〇. 〇〇㎡**	**弥富市〇〇町〇〇番地**

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　**〇〇自治会集会所 弥富市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇**

住　　所　**宅地 弥富市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇**

（別添書類）

1. 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
2. 保有資産目録又は保有予定資産目録等
3. 申請者が代表者であることを証する書類
4. 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

＜問い合わせ先＞
弥富市 市民生活部 市民協働課 市民協働グループ
電話：0567-65-1111